

## 三田市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

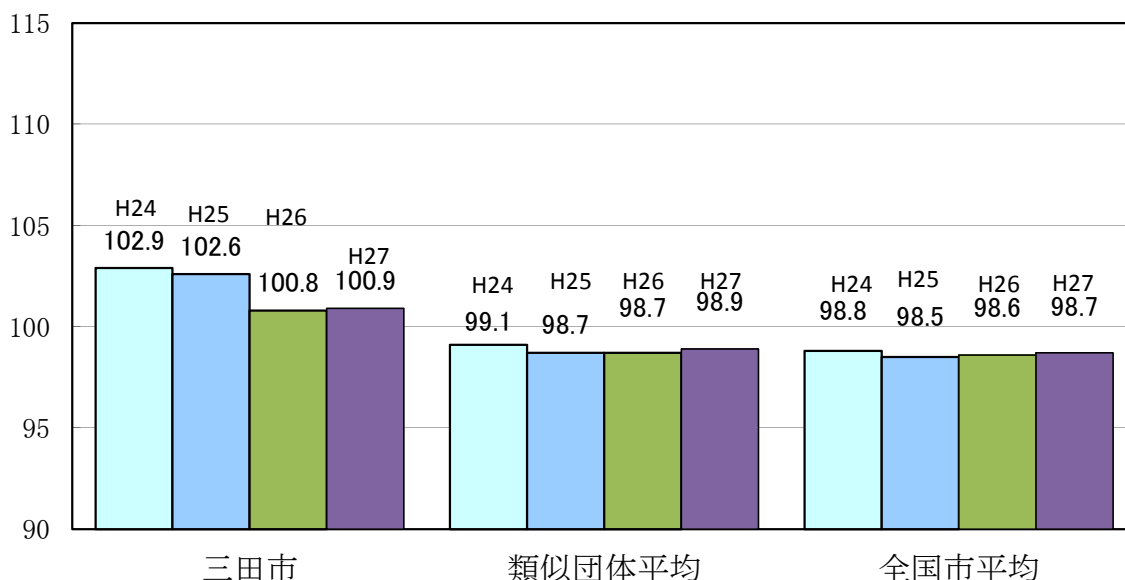
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 114,628	千円 39,691,749	千円 453,064	千円 7,092,686	% 17.9	% 20.7

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 667	千円 2,749,331	千円 862,273	千円 1,094,639	千円 4,706,243	千円 7,056	千円 6,184

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている要因として、国との職員構成上（大卒、短大卒、高卒、中卒の職員数及び年齢構成）の違いがあげられます。参考までに三田市の職員構成に基づき計算するパーシェ指数では100を下回ります。

平成27年4月からの給与制度の総合的見直しによる給料表額を引き下げたため、今後、経過措置（現給保障）の終了に伴い、徐々に改善効果が現れると見込んでいます。また適正な管理監督職員の配置によりラスパイレス指数の引上げに向けて取り組みます。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### 【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

〔**実施** 未実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.82%引下げ。

初任給に係る号給は引下げなし。高齢層については最大4~5%程度引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### ② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準では10%

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は7%、給与改定後は平成27年4月に遡及し9%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	7%	9%	10%
三田市の支給割合	6%	7%	9%	10%

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三田市	43.3 歳	341,790 円	476,069 円	402,673 円
兵庫県	44.4 歳	339,700 円	432,182 円	390,192 円
国	43.5 歳	334,283 円	-	408,996 円
類似団体	42.5 歳	324,351 円	410,268 円	366,141 円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三田市	49.8 歳	84 人	356,620 円	440,096 円	406,965 円
うち 清掃職員	49.7 歳	37 人	367,614 円	470,550 円	423,049 円
うち 学校給食員	45.6 歳	23 人	337,781 円	421,464 円	392,193 円
うち 用務員	54.7 歳	15 人	350,560 円	392,240 円	383,185 円
兵庫県	53.0 歳	550 人	335,200 円	400,005 円	368,982 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	-	328,318 円
類似団体	49.7 歳	56 人	327,399 円	374,353 円	355,622 円

③教育職(幼稚園教諭職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三田市	40.8 歳	329,513 円	387,736 円
兵庫県	41.4 歳	355,700 円	413,629 円
類似団体	40.3 歳	308,828 円	355,429 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		三 田 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	184,400 円	177,546 円	174,200 円
	高 校 卒	151,800 円	143,863 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	151,800 円	140,525 円	— —
	中 学 卒	137,600 円	— 円	— —
幼稚園 教育職	大 学 卒	184,400 円	198,266 円	— —
	短大卒	168,900 円	176,269 円	— —

(注)1 技能労務職の初任給については年齢幅を設けて、職種ごとに基準額を設定しております。高校卒については、18歳採用時の初任給基準額、また、中学卒においては15歳採用時の初任給基準額を記載しております。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	258,614 円	352,345 円	394,286 円	434,267 円 ※
	高 校 卒	229,133 円 ※	308,900 円 ※	353,425 円 ※	397,833 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	312,867 円 ※	360,133 円 ※	367,500 円 ※
	中 学 卒	— 円	— 円	321,500 円 ※	377,100 円 ※
教育職(幼稚園教諭職)	大 学 卒	257,700 円 ※	330,700 円 ※	— 円	— 円
	短大卒	— 円	334,267 円 ※	382,000 円 ※	— 円

(注) ※印は該当職員が少なく、当該経験年数程度の4人以下の平均額です。  
 技能労務職の中学卒で経験年数30年の欄は経験年数29、30年の平均額を記載しています。  
 教育職の経験年数20年の欄は経験年数19年の平均額を記載しています。  
 教育職の経験年数20年の欄は経験年数19年の平均額を記載しています。

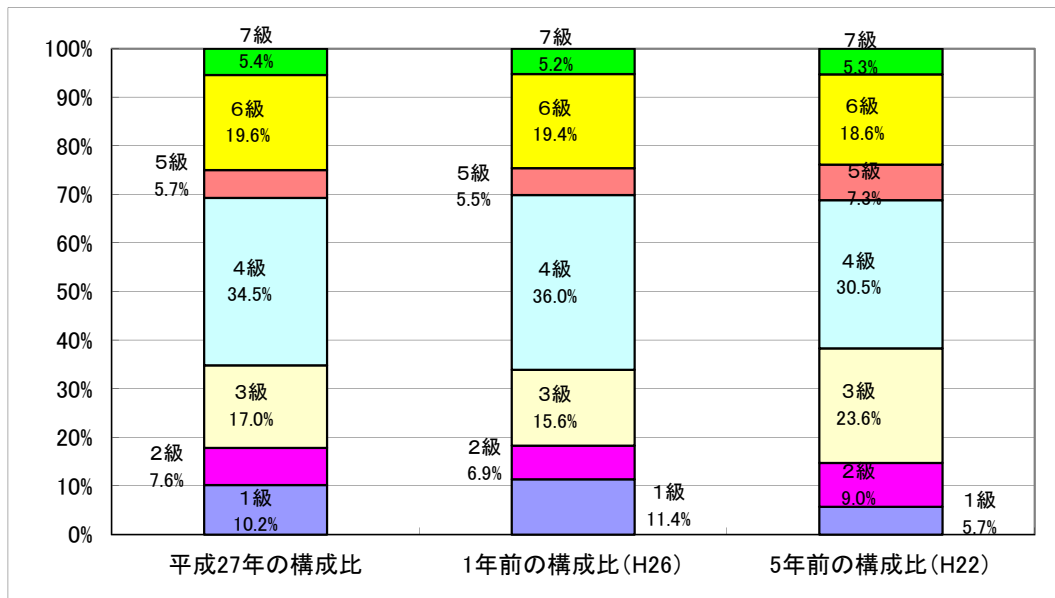
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長 次長	23人	5.4%	316,700円	449,900円
6級	課長 副課長	83人	19.6%	252,900円	411,400円
5級	課長補佐	24人	5.7%	235,600円	400,600円
4級	係長 主査	146人	34.5%	218,700円	392,500円
3級	主任	72人	17%	202,700円	350,600円
2級	事務職員 技術職員	32人	7.6%	188,400円	343,100円
1級	事務職員 技術職員	43人	10.2%	133,100円	285,100円

(注) 1 三田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 昇給の実施時期  
毎年7月1日
- 勤務評定  
勤務成績の評定は、地方公務員第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員を対象に実施しています。
- 昇給への勤務成績の反映状況  
懲戒処分、分限処分、病気休暇等による昇給号給数の調整を実施しています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

三 田 市		兵 庫 県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,559 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,879 千円		—	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%(抑制後4～10%) ・管理職加算 10～20%(抑制後5～10%)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 勤務評定  
勤務実績の評定は、地方公務員第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員を対象に実施しています。
- 勤勉手当への勤務実績の反映  
分限処分、病気休暇等による成績率の調整を実施しています。

##### (2) 退職手当(27年4月1日現在)

三 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
1人当たり平均支給額	4,903 千円	22,499 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当

###### (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		174,666 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		248 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	7 %	703 人	7 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		100.9	
ラスパイレース指数		100.9	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		29,713 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		60 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		70.1 %	
手当の種類(手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税徴収・滞納処分手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市税又は国民健康保険税の徴収を主たる業務とする者が訪問徴収に従事したとき	日額 150円
		市税又は国民健康保険税の差押え等滞納処分に従事したとき	日額 330円
防疫作業手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項、第3項及び第4項に規定する感染症又は家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき	1回 500円
社会福祉業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 保健師が訪問により保健指導を行ったとき((2)との併給はしない) (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する措置等のケースワーク又は市民病院における医療相談に従事したとき	日額 140円
行旅病人等措置手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事したとき	病人(1件) 550円 死亡人(1体) 1,100円
		上記に併せて精神衛生業務に従事したとき	病人(1件) 1,000円
衛生業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	クリーンセンターに勤務する職員でごみの収集・処理業務に直接従事したとき、環境センターに勤務する職員で尿の収集・処理業務に直接従事したとき又はクリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保守点検業務に従事したとき	日額 950円
クリーンセンター作業長手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	クリーンセンター又は環境センターに勤務する作業長及び副作業長	月額 5,500円

クリーンセンター班長手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	クリーンセンター又は環境センターに勤務する班長	月額 3,300円
死廃動物処理手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	有害鳥獣等の死廃動物の処理作業に従事したとき	1件 400円
現場危険業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 地上又は水面上10メートル以上の高所及び急傾斜地での作業、指導監督に従事したとき(消防危険手当に該当する場合を除く。) (2) 地表面下4メートル以上の深所における作業、指導監督に従事したとき (3) 交通を遮断することなく又は危険回避措置をとることなく行う道路の維持修繕等の作業、指導監督に従事したとき (4) 激甚災害において警報伝達、被害状況調査、応急作業等屋外での防災作業又は水防作業に従事したとき (5) 水防指令又は防災指令発令下において警報伝達、被害状況調査、応急作業等屋外での防災作業又は水防作業に従事したとき	(1)~(3) 日額 200円 (4) 日額 2,000円 (深夜に及ぶ場合は2,500円) (5) 日額1,000円 (深夜に及ぶ場合は1,500円)
用地取得交渉手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	用地の取得交渉に従事したとき	日額 400円
消防危険手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	消防職員が危険業務に従事したとき	救急出動 救急救命士資格者 1回 250円 その他の職員 1回150円 水火災出動 1回 250円 はしご車での高所作業、潜水器具を着用しての潜水作業 日額 200円
消防夜間特殊業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	消防職員が深夜の勤務に従事したとき	1回 500円 ただし、深夜の勤務時間が5時間以上の場合は700円
特別行事手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市の主催する行事で任命権者が定める業務に従事する職員	日額2,000円を超えない範囲において、1日の従事時間等を考慮して別に定める額
年末年始特別業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	年末年始の休日において特に必要があつて勤務を命じたとき	日額(又は1勤務) 6,800円(従事時間が4時間未満の場合は3,400円)

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	286,105 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	505 千円
支給実績(25年度決算)	231,626 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	409 千円

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (配偶者のない扶養親族1人11,000円)  ただし、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、(2)の額に5,000円加算	同	—	100,217 千円	251,170 円
住居手当	(1)家賃支払者 家賃支払額において最高31,000円まで (2)持家の世帯主 (新築、購入5年以内) 6,500円 (新築、購入5年超 ) 4,000円	異	(1)家賃支払者 家賃支払額において最高27,000円まで (2)持ち家の世帯主(新築、購入5年以内)2,500円	60,631 千円	133,843 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 実費支給 ただし、最高限度55,000円まで (2)交通用具利用者 通勤距離に応じて3,900 円から29,700円まで (3)1及び2の併用者 最高限度55,000円まで	異	(2)交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から24,500円まで	73,316 千円	116,006 円
管理職手当	(1)理事 80,000円 (2)部長 75,000円 (3)次長 65,000円 (4)課長 60,000円 (5)副課長 45,000円	異	職責に応じて80,000円から45,000円まで	93,794 千円	679,667 円
休日給	勤務1時間当たりの給与額の100分の135	同	—	24,591 千円	296,277 円



夜勤手当	勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同	—	4,982 千円	59,310 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき次の額を支給 (1)下記以外 4,200円 (2)三田市民病院に勤務する職員で、入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務 ・医師又は歯科医師 20,000円 ・その他の職員 9,300円 ※(1),(2)ともに、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2分の1の額	異	宿日直勤務1回につき、4,200円を支給	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務を行った場合、勤務1回につき次の額を支給 (1) 部長・次長級 8,000円 (2) 課長・副課長級 6,000円	異	勤務一回につき、最高限度12,000円	7,898 千円	57,650 円

## 5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	982,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市町村長	785,000 円	1,070,000 円 /	465,500 円
報 酬	議長	636,000 円	760,000 円 /	432,000 円
	副議長	549,000 円	670,000 円 /	390,000 円
	議員	500,000 円	620,000 円 /	355,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)		
	副市町村長	4.10	月分	
退 職 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)		
	副市町村長	4.10	月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.41	19,325,760 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×0.25	9,420,000 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

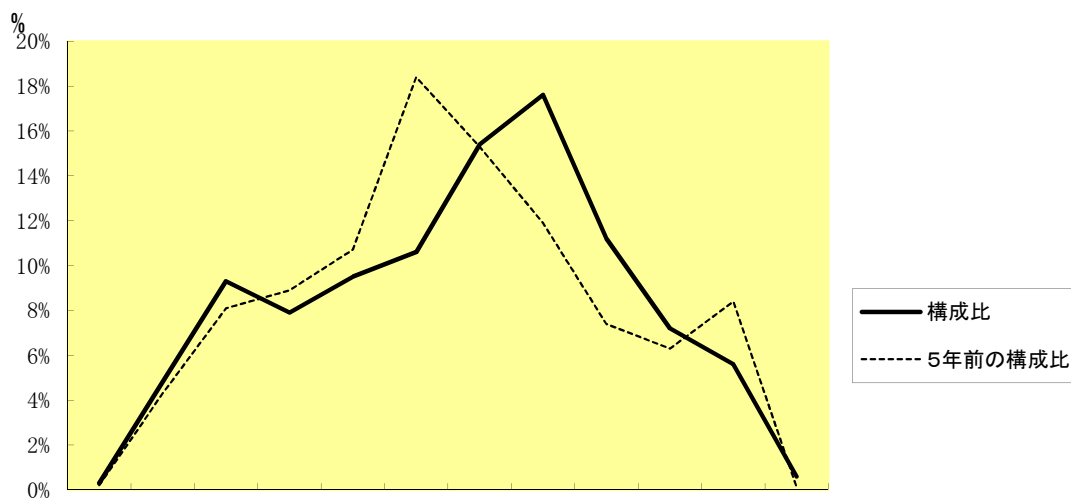
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	6	6	0	
	総務	145	143	△ 2	
	税務	30	29	△ 1	
	労働	1	1	0	
	農林水産	21	22	1	
	商工	7	7	0	
	土木	72	73	1	
	民生	71	71	0	
	衛生	85	81	△ 4	退職不補充による減
	計	438	433	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.77 人 (類似団体)人口1万人当たり職員数 47.12 人
	教育部門	120	115	△ 5	特別支援学校設置準備業務完了に伴う減、 退職不補充による減
	消防部門	109	111	2	救急体制充実による増
	小 計	667	659	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.49 人 (類似団体)人口1万人当たり職員数 63.75 人
公営 企業計 等部門	病院	403	413	10	体制強化による増
	水道	23	22	△ 1	
	下水道	16	15	△ 1	
	その他	36	37	1	
	小 計	478	487	9	
合 計		1,145 [ 1,269 ]	1,146 [ 1,269 ]	1 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.98 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



20歳未満 | 20-23歳 | 24-27歳 | 28-31歳 | 32-35歳 | 36-39歳 | 40-43歳 | 44-47歳 | 48-51歳 | 52-55歳 | 56-59歳 | 60歳以上

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	3人	55人	107人	91人	109人	121人	176人	202人	128人	83人	64人	7人	1,146人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	445	440	436	429	438	433	△ 12	( △ 2.7% )
教育	150	147	143	134	120	115	△ 35	( △ 23.3% )
消防	99	100	102	107	109	111	12	( 12.1% )
普通会計	694	687	681	670	667	659	△ 35	( △ 5.0% )
公営企業等会計	448	468	459	469	478	487	39	( 8.7% )
総合計	1,142	1,155	1,140	1,139	1,145	1,146	4	( 0.4% )

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 2,492,316	千円 463,894	千円 172,627	% 6.9	% 7.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 26	千円 104,929	千円 29,650	千円 41,501	千円 176,080	千円 6,772

市町村平均(政令指定都市除く)
一人当たり給与費 千円 6,219

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、27年3月31日現在の人数です(再任用短時間勤務職員を含む)。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 田 市	45.0 歳	380,013 円	564,359 円
市町村平均 (政令指定都市除く)	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

三田市(水道事業)	三田市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,596 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,559 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

市町村平均(政令指定都市除く)
1人当たり平均支給額 1,484 千円

イ 退職手当（27年4月1日現在）

三田市(水道事業)			三田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置(定年前早期退職特例措置(割増率2%~45%))			その他の加算措置(定年前早期退職特例措置(割増率2%~45%))		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	4,903 千円	22,499 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)			6,796 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			261 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	7 %	26 人	7 %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		1,359 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		65 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		80.8 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
現場危険作業手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 地上又は水面上10m以上の高所及び急傾斜地での作業、指導監督に従事したとき (2) 地表面下4m以上の深所にける作業、指導監督に従事したとき (3) 交通を遮断することなく又は危険回避措置をとることなく行う道路の維持修繕等の作業、指導監督に従事したとき (4) 浄水場において劇薬を取り扱う業務に従事したとき (5) 激甚災害において 警報伝達、被害状況調査、応急作業等屋外での防災作業又は水防作業に従事したとき (6) 水防指令又は防災指令発令下において警報伝達、被害状況調査、応急作業等屋外での防災作業又は水防作業に従事したとき	(1)~(4) 200円 (5) 2,000円 (深夜に及ぶ場合は2,500円) (6) 1,000円 (深夜に及ぶ場合は1,500円)
夜間特殊業務手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	深夜及び交代制勤務に従事する浄水場職員が、勤務時間が午後10時から午前5時の時間帯に及び業務に従事した場合	1,200円
非常出動手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	給配水工事の監督業務に従事する職員が、(1)午後10時以降に再出動による勤務に従事したとき (2)勤務時間外に予期し得ない事由(水防配備及び防災指令によるものを除く。)により勤務に従事したとき	(1) 1,200円 (2) 1,300円
停水処分手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	料金滞納にかかる停水処分業務に従事したとき	330円
年末年始特別業務手当<水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	年末年始の休日において特に必要があつて勤務を命じたとき	6,800円(勤務時間が4時間未満の場合は3,400円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	6,884 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	382 千円
支給実績（25年度決算）	6,025 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	301 千円

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	上記4(6)の記載内容と同様です。			4,674 千円	274,941 円
住居手当	〃			2,395 千円	133,056 円
通勤手当	〃			2,543 千円	115,591 円
管理職手当	〃			3,624 千円	724,800 円
休日給	〃			0 千円	0 円
夜勤手当	〃			1,315 千円	146,111 円
宿日直手当	〃			0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	〃			60 千円	15,000 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 8,695,480	千円 △ 257,259	千円 2,828,114	% 32.5	% 33.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 394	千円 1,425,703	千円 826,269	千円 576,142	千円 2,828,114	千円 7,178

市町村平均(政令指定都市除く) 一人当たり給与費
千円 6,789

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、27年3月31日現在の人数です(再任用短時間勤務職員を含む)。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三田市(医師)	43.0 歳	536,575 円	1,248,791 円
三田市(看護師)	35.2 歳	305,267 円	471,931 円
三田市(事務職員)	42.2 歳	372,399 円	573,047 円
市町村平均(医師) (政令指定都市除く)	44.6 歳	564,750 円	1,389,096 円
市町村平均(看護師) (政令指定都市除く)	38.8 歳	288,414 円	456,203 円
市町村平均(事務職員) (政令指定都市除く)	43.1 歳	328,980 円	502,010 円

- (注) 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。  
平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三田市(病院事業)		三田市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,462 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,559 千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分	期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.50 月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

市町村平均(政令指定都市除く) 1人当たり平均支給額
- 千円

イ 退職手当（27年4月1日現在）

三田市(病院事業)			三田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置(定年前早期退職特例措置(割増率2%~45%))			その他の加算措置(定年前早期退職特例措置(割増率2%~45%))		
1人当たり平均支給額 1,808 千円			1人当たり平均支給額 4,903 千円 22,499 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注) 病院事業の退職手当の1人当たり平均支給額は、定年退職者が1名であったため、全退職手当受給者に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		93,319 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		237 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	7 %	394 人	7 %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		313,503 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		956 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		83.2 %	
手当の種類(手当数)		15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	右に同じ(右の業務に従事した職員)	(1) 保健師が訪問により保健指導を行ったとき(2)との併給はしない (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する措置等のケースワーク又は市民病院における医療相談に従事したとき	日額 140円
医師特別手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師	月額 院長 291,000円 副院長 260,000円 部長 252,000円 副部長 248,000円 医長 245,000円 副医長 220,000円 医員 210,000円



診療手当	市民病院に勤務する医師で勤務時間外に右のいずれかに該当するとき	(1)医師が救急外来等において緊急業務(呼出時を含む。)に従事したとき	1時間につき 部長・副部長 4,000円 医長・副医長 3,500円 医員 3,000円
		(2)医師が自科の入院患者の急変時等に緊急の診療に従事したとき	1時間につき 部長・副部長 1,400円 医長・副医長 1,200円 医員 1,100円
		(3)産科医師が出産に従事したとき(小児科医が出産に立ち会ったときを含む。)	1件につき 14,000円
		(4)麻酔科医師が緊急手術業務に従事に備えあらかじめ自宅で待機を命ぜられたとき	1回につき 2,500円
		(5)小児科医師が小児救急輪番業務に従事したとき	1当務につき 12,000円
特別診療手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で宿直勤務又は日直勤務に引き続き診療業務に従事したとき	1時間 2,000円 ただし、午後1時以降に適用し、5時間以上の場合10,000円を限度とする。
宿日直特別手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で同一月に4回以上の宿直勤務又は日直勤務に従事したとき(宿日直手当に加算)	1回につき 40,000円
緊急呼出麻酔管理手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で勤務時間外に緊急呼出しを受けて全身麻酔管理業務に従事したとき	1件 20,000円
病理検査手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で病理検査に従事したとき	1件 700円
時間外救急措置手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 医師が宿直勤務又は日直勤務中に救急患者の緊急入院措置を行ったとき	1人につき 5,000円
		(2) 医師が(1)の緊急入院措置の後、主治医として治療に従事したとき	1人につき 3,000円
		(3) 医師が4日以上引き続き休日となる場合に救急業務に従事し、外来患者(入院措置を行った者を除く)を診療したとき	1人につき 1,000円 ただし、1回の宿直勤務又は日直勤務につき10,000円を限度とする。
		(4) 正規の勤務時間外に緊急で手術又は1,000点以上の処置を実施したとき	1件につき 1,000円
緊急呼出麻酔管理手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で勤務時間外に緊急呼出を受けて全身麻酔管理業務に従事したとき	1件 20,000円
病理検査手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で病理検査に従事したとき	1件 700円
夜間業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医療技術職員が夜間業務に従事したとき	深夜の全てを含む勤務 1回 6,800円
待機手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師以外の職員が夜間、休日等、勤務時間外に緊急業務に備えてあらかじめ待機を命ぜられたとき	1回 2,000円

解剖業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師で病理解剖を実施する検体を確保したとき	1検体 20,000円
医療危険業務手当	市民病院に勤務する職員で勤務時間外に右のいずれかに該当するとき	(1) 放射線技師がエックス線その他照射作業に従事したとき及び看護師がエックス線その他照射作業の補助業務に従事したとき (2) 検査技師が細菌検査作業等に従事したとき (3) 薬剤師が劇薬等人体に有害な薬品を取り扱ったとき (4) 理学(作業)療法士、臨床工学技師、言語聴覚士及び視能訓練士が感染症患者又は感染の恐れのある患者にかかる医療に従事したとき	日額 270円
看護師業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師	月額 10,000円
夜間看護手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師で夜間勤務に従事したとき	1回 準夜 2,900円 深夜 3,300円 準夜に引き続く深夜 6,800円 ただし、月8回を超えて準夜又は深夜に従事した場合は、2,500円を加える。
病院調理師業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する給食調理師で時差出勤をするもの	月額 2,400円
病院緊急呼出手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する職員で勤務時間外に緊急呼出を受けて業務に従事したとき(医師除く)	1回 深夜 1,300円 その他 650円
年末年始特別業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	年末年始の休日において特に必要があつて勤務を命じたとき	日額(又は1勤務) 6,800円(勤務時間が4時間未満の場合は3,400円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	146,027 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	371 千円
支給実績(25年度決算)	147,979 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	378 千円

カ その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	上記4(6)の記載内容と同様です。			33,105 千円	209,525 円
住居手当	"			36,233 千円	180,264 円
通勤手当	"			35,031 千円	109,815 円
管理職手当	"			61,458 千円	787,923 円
休日給	"			0 千円	0 円
夜勤手当	"			23,891 千円	135,744 円
宿日直手当	"			83,316 千円	991,857 円
管理職員特別勤務手当	"			386 千円	386,000 円